

最高裁秘書第1170号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（情）答申第39号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第22号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年9月4日（令和6年度（情）諮詢第22号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（情）答申第39号）

件名：名古屋高等裁判所における裁判事務の分配等に関する申合せ集及び民事部の破棄判決等の原審への送付に関して記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、本件開示申出文書は、いずれも作成し、又は取得していないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和6年7月29日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 名古屋高等裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、いずれも存在しなかった。
- 2 別紙記載1の申出に係る文書（以下「本件文書1」という。）については、名古屋高等裁判所においては、裁判官の配置や裁判事務の分配等について定めた文書（以下「対象外文書」という。）に基づき裁判事務の分配を行っており、対象外文書以外に裁判事務の分配等に関する申合せ集を作成又は取得することが必要的とはいはず、本件文書1が存在しなかったとしても不自然ではない。

3 また、別紙記載2の申出に係る文書（以下「本件文書2」という。）については、名古屋高等裁判所は、当該文書を探索したところ、司法行政文書として作成又は取得していなかったことから、不開示としたものであり、原判断に不合理な点はない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月21日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、名古屋高等裁判所においては、対象外文書に基づき裁判事務の分配を行っており、対象外文書以外に裁判事務の分配等に関する申合せ集を作成又は取得することが必要的とはいえないことから、名古屋高等裁判所が本件文書1を保有していないことも不自然ではないと説明する。かかる説明は、名古屋高等裁判所において対象外文書が保有されていることを前提として、対象外文書は下級裁判所事務処理規則6条1項に基づいて裁判官会議の議により定められるものであって単なる申合せには当たらないことから本件文書1には該当せず、また、上記のとおり裁判事務の分配等のためには対象外文書があれば足りるから、そのほかに本件文書1を作成する必要はないとする趣旨のものと理解でき、このような説明に特段不合理な点は見当たらない。その他、名古屋高等裁判所において、本件文書1を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

2 また、最高裁判所事務総長は、名古屋高等裁判所における探索の結果、同裁判所が本件文書2を司法行政文書として作成し、又は取得している事実はなかったと説明しているが、本件文書2を作成すべきものとする定め等はなく、名

古屋高等裁判所が本件文書2を司法行政文書として保有していることをうかがわせる事情は特段認められず、上記説明が不合理であるとはいえない。

3 以上のことおり、原判断については、名古屋高等裁判所において、本件開示申出文書をいずれも保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 名古屋高裁の裁判事務の分配等に関する申合せ集（現在有効なもの）
- 2 名古屋高裁民事部の破棄判決又は破棄決定の原審への送付に関する文書（最新版）